

公 示 日 : 2025 年 7 月 30 日 (水)

調達管理番号 : 25a00417

国 名 : スリランカ

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第二チーム

調 達 件 名 : スリランカ国水環境モニタリングとデータに基づく政策実施の
ためのビッグデータプラットフォームプロジェクト (SATREPS)
詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 9 月中旬から 2025 年 11 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.10
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
6 日	15 日	6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 8 月 20 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通

じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 29 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下同国）では、コロンボ圏の取水源であるケラニ川の測定地点において、生物学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などの汚染の程度を示す値および重金属である鉛の濃度が、世界保健機関（WHO）の環境基準を超過している。流域の工場群からの廃水が原因と思われる水質汚染が進行していることから、ケラニ川の流域の住民の健康および環境に対して深刻な影響を及ぼすことが危惧されている。同国政府は、水質汚濁の防止を含む環境保全を進める政策を進めているが、その達成に向けて課題が残されている。

こうした状況下、JICA は 2015 年から 2018 年、技術協力プロジェクト「水質管理向上プロジェクト」を実施した。このプロジェクトでは、環境省傘下の中央環境局（Central Environment Agency、以下「CEA」という）とケラニ川流域の地域事務所の水質管理に関する行政執行能力の強化というプロジェクト目標のもと、水域類型の導入、水質分析・水質モニタリング能力強化、データの情報管理システムの開発などを実施した。その結果、2019 年に環境水質基準が国家基準として制定され、スリランカの主要水域 103 箇所すべての水質環境管理システムによって管理されるまでに進んだ。

CEA は、2019 年のアジア水環境パートナーシップ（WEPA）において、工場廃水による河川や地下水の汚染の現状把握のアクションプランの策定を行った。しかし、2022 年のデフォルトと経済の極端な悪化によって、観測や分析機能は著しく損なわれている。また、高度な学位を持つ優秀な人材も国外流出している。

特に地方自治体における水質基準は有名無実化している。コロンボを流れるケラニ川流域の産業は、環境許認可取得が義務付けられているにもかかわらず、環境リスクの高い 41 業務が無免許で操業しており、205 業種は免許停止にもかかわらず操業している状態である。また、排泄物（糞便汚泥）のわずか 1%しか処理されず、地表・地下水がひどく汚染されているという報告もあり、汚染は恒常的になりつつある。

同国政府は、こうした状況の改善に向けて国家環境計画（National Environmental Action Plan 2022-2030 Pathway to Sustainable Development）を作成し、水質改善に向けて、地下水および地表水のデータベースの作成と、汚染に対する脆弱性ゾーニングマップの作成、水質悪化を防ぐための政策や規定の策定、水質監視システムの構築を行うと同時に、1）継続的な環境改善をもたらす水環境基本計画策定、2）安価な水質モニタリングとデータベース化、3）行政官の能力開発、を主要な課題としている。

本事業は、ケラニ川流域において離散的な観測データから流出数値モデルと機械学習を用いて地表水と地下水それぞれの水量と水質の時空間連続水環境データの推定手法を開発し、水環境データを提供するシステムを構築することで、国家環境計画に基づいた水環境政策の実施に貢献することを目的として実施するものである。なお、本事業は、2025 年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development、サトレップス）」新規採択案件である。、制度概要、プレスリリース等は以下 10.（2）項の参考資料を参照のこと。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025 年 9 月中旬～2025 年 9 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② スリランカ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。（社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025 年 10 月上旬～2025 年 10 月中旬）

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス を踏まえ、主担当としての検討及び

取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果を JICA スリランカ事務所等に報告する。
- ⑧ ケラニ川流域の水環境を取り巻くジェンダー平等と女性のエンパワメントに係るニーズや課題等の特定及び対応策を提案する。

（３）整理業務（2025 年 10 月中旬～2025 年 11 月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2025 年 11 月 14 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年10月4日～10月18日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究代表（東北大学）
- エ) SATREPS 研究主幹（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST））
- オ) SATREPS 企画（同上）
- カ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA スリランカ事務所の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

要請書

・ 案件概要表（案）

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ 2025 年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/information/press/2025/20250417_11.html

・ 研究課題の概要

https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0701_srilanka.html

・ SATREPS 事業概要について

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/summary/index.html>

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照

ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上